

有機 ^{りん} 燐化合物						ミリグラム/リットル
鉛及びその化合物						ミリグラム/リットル
六価クロム化合物						ミリグラム/リットル
砒 ^び 素及びその化合物						ミリグラム/リットル
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物						ミリグラム/リットル
アルキル水銀化合物						ミリグラム/リットル
P C B						ミリグラム/リットル
トリクロロエチレン						ミリグラム/リットル
テトラクロロエチレン						ミリグラム/リットル
ジクロロメタン						ミリグラム/リットル
四塩化炭素						ミリグラム/リットル
1,2 - ジクロロエタン						ミリグラム/リットル
1,1 - ジクロロエチレン						ミリグラム/リットル
シス-1,2-ジ ^シ クロロエチレン						ミリグラム/リットル
1,1,1 - トリクロロエタン						ミリグラム/リットル
1,1,2 - トリクロロエタン						ミリグラム/リットル
1,3 - ジクロロプロペン						ミリグラム/リットル
チウラム						ミリグラム/リットル
シマジン						ミリグラム/リットル
チオベンカルブ						ミリグラム/リットル
ベンゼン						ミリグラム/リットル
セレン及びその化合物						ミリグラム/リットル
フェノール類						ミリグラム/リットル
銅及びその化合物						ミリグラム/リットル
亜鉛及びその化合物						ミリグラム/リットル
鉄及びその化合物(溶解性)						ミリグラム/リットル
マンガ ^ン 及びその化合物(溶解性)						ミリグラム/リットル
クロム及びその化合物						ミリグラム/リットル
フ ^ッ 素化合物						ミリグラム/リットル
ダイオキシン類						ピコグラム/リットル
摘要						

備考

- 1 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 2 印のある欄は、令第9条の9第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 3 「摘要」の欄は排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 4 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。